

## 第1項 魅力ある空間の形成

安全で快適な暮らしやすい住まいの場を整備するとともに、魅力ある街なみの整備を促進し、そこに暮らす人、訪れる人がゆとりと活力を感じることでできるまちづくりを推進します。

また、町の中央部に位置する運動公園や城山公園などの施設の一体的な活用を図ることにより、町民のふれあい交流の空間としての整備を推進していきます。

### 【施策の体系】

~~~~~	
第1節 土地利用	1. 土地利用計画の推進
~~~~~	
第2節 住宅・住環境	1. 住宅・住環境の整備
~~~~~	
第3節 景観形成	1. 景観計画の推進 2. 地域特性を生かした景観の形成
~~~~~	

## 第1節 土地利用

### 【現況と課題】

- ・ 本町は、南は相模湾に面し、北は高麗山・鷹取山などの丘陵地を形成し、東北は平塚市、西は二宮町に接し、面積は1,723haで、東西約7.6km、南北約2kmのやや長方形に近い地勢で、市街化区域（548ha）は31.8%、市街化調整区域（1,175ha）は68.2%となっています。

土地利用の状況は、農林地が5割近くを占めていますが減少傾向にあり、住宅地については2割程の割合ですが増加傾向にあります。また、市街化区域では都市的土地利用が約8割、市街化調整区域では自然的土地利用が約8割となっており、豊かな自然環境のもと、コンパクトな市街地が維持されており、比較的安定的な土地利用が図られています。

今後予測されている人口減少時代に対応し、自然とくらしとが共生した土地利用を図るためにも、良好な市街地環境の形成、機能的な都市活動の確保を目的とした**用途地域**※1の見直し、市街地特性に応じた土地利用とまち並みの誘導、農業地や農業集落地域の活性化と適切な開発の誘導が求められます。また、将来の土地利用を勘案した、今後の区域区分の在り方について検討をしていく必要もあります。

### 【施策の方向】

- ・ 町域の健全で均衡ある発展と秩序ある整備を図るため、『大磯町まちづくり基本計画』の土地利用方針に基づき、地域特性や土地特性に応じた総合的かつ計画的な土地利用を推進します。
- ・ **市街化区域**※2、**市街化調整区域**※3、**農業振興地域**などの土地利用計画については、市街化の進展や土地利用の状況を踏まえ、定期的な見直しを図るとともに、土地利用の適正な規制や誘導に努めます。

### 【施策の概要】

## 1. 土地利用計画の推進

### （1）まちづくり基本計画の推進

- ア. 土地利用計画と都市計画の基本となる『大磯町まちづくり基本計画』に基づき、土地利用や都市づくりに関する施策を総合的に推進
- イ. **国土利用計画法の市町村計画**※4を策定

### （2）特性を生かした住宅地の形成

- ア. 『大磯町まちづくり基本計画』に基づき、各地域の地域性や地域の実情を踏まえた土地利用を推進
- イ. 用途地域の見直し等を図るとともに、都市計画法に基づく地域地区や地区計画制度の活用を促進
- ウ. 景観法に基づく景観計画区域の指定や景観協定の締結などを促進
- エ. 「大磯町まちづくり条例」に基づき、町民が主体となるまちづくりを進めるための、**地区まちづくり協議会**※5の積極的な活用や支援を推進

### (3) 農地の保全と活用

- ア. 『大磯農業振興整備計画』に基づき、計画的な農業生産基盤や生活環境の整備を促進
- イ. 観光農業や市民農園などの田園余暇利用としての活用を促進

### (4) 自然環境保全地の保全と活用

- ア. 『大磯町まちづくり基本計画』に基づき、地域特性や土地特性に応じた保全と利用による土地利用を推進
- イ. **風致地区**※6などの地域制緑地の指定を進めるとともに、自然と親しめる区域としての保全と活用を図る「里山環境保全地」の条例等による指定を検討
- ウ. 自然とのふれあいや憩いの場として、自然観察路やハイキングコースなどの整備を促進

#### 【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
地区計画の指定箇所数	1箇所	3箇所

#### 【主な実施項目】

・ 国土利用計画市町村計画の策定	・ 地域地区の指定
・ 景観協定の締結	・ 風致地区の指定

#### 【用語説明】

- ※1 用途地域 … 都市機能の維持増進、良好な都市環境の形成等の観点から計画的、合理的に区分し、建築物の用途、建ぺい率、容積率や高さ等の形態に制限を行う制度。
- ※2 市街化区域 … 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
- ※3 市街化調整区域 … 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
- ※4 国土利用計画法（市町村計画） … 土地の投機的な取引及び地価の高騰が国民生活に対して及ぼす弊害を除去するとともに、乱開発の未然防止と遊休土地の有効利用の促進を通じて総合的かつ計画的な国土利用を図ることを目的として昭和49年に制定。
- ※5 地区まちづくり協議会 … 大磯町まちづくり条例に基づき設置される協議会で、地区のまちづくりを主体的に進め、住みよいまちづくりを図ることを目的とする団体。
- ※6 風致地区 … 都市計画に定められる地域地区の一つで、自然景勝地や公園、歴史的遺産、緑豊かな住宅地など、都市の風致（自然の趣、味わい）を維持するため指定される地区。

## 第2節 住宅・住環境

### 【現況と課題】

- ・ 本町は、行政区域1,723ha全域が**都市計画区域**※1に指定されており、市街化区域内（548ha）には約2万9千人が居住し、4割程度が住宅用地となっており、集合住宅は少なく低層住宅が主体であることから、可住地の人口密度は約87人/haと低く、比較的ゆとりのある市街地が形成されています。

市街地の整備としては、比較的小規模な土地区画整理事業が2箇所、それ以外は、大半が1,000㎡未満の小規模開発であり、近年は、国府本郷や西小磯地区における専用住宅の開発が多くなっています。

今後、人口減少が予測されることから、原則として市街地の設定は現状と同様とし、既成市街地における、道路などの都市基盤整備が遅れたまま、老朽化した住宅などが建て込んでいる地区などの住宅や住環境などにおける既成市街地の改善を図る必要があります。

一方、西部地区においては、中心地の活性化や若年層の定住化の誘導などを、都市基盤整備と併せて行っていく必要があるとともに、市街化区域内にある一団の農地などを有する地区における、計画的な市街地への誘導を検討していく必要もあります。

### 【施策の方向】

- ・ 『まちづくり基本計画』に基づく、5つの土地利用地域ごとの土地利用方針により、自然環境に恵まれた立地条件を生かした計画的な市街地の形成を図ります。
- ・ 市街化調整区域内の農地などについては、周辺市街地の状況を考慮しつつ、今後の土地利用のあり方について、地域および関係機関などと連携を図り、計画的な整備について検討を行っていきます。

### 【施策の概要】

#### 1. 住宅・住環境の整備

##### （1）都市拠点の整備

- ア. 大磯駅周辺を町の中心に、国府支所を西部地区の中心として、各地区の特性を踏まえながら、拠点の整備を推進
- イ. 都市拠点における交通環境や商業・観光基盤・景観の整備を促進
- ウ. 都市拠点である大磯駅および国府支所周辺の**バリアフリー化**※2を促進

##### （2）都市防災機能の整備

- ア. 災害時の市街地の延焼拡大防止を図るため、木造密集市街地などにおける建築物の不燃化や耐震化を促進
- イ. 大規模地震時などにおける避難を可能にするため、公園の整備による避難場所や避難路の確保に努めるとともに、土砂災害危険箇所の把握や調査など、災害防止対策を促進
- ウ. 住環境整備事業や地区計画などの活用による、木造密集市街地の改善を推進

### (3) 良好な住宅・住環境の整備

- ア. 高齢者等が安心して暮らし続けられるとともに、子育て世代の定住が促進される住宅・住環境の整備を推進
- イ. **用途地域**※3などの活用による、住宅地の環境保全を促進
- ウ. 地域住民の合意のもと、地区計画や**建築協定**※4、**緑地協定**※5などを活用し、地域特性に応じた良好な住宅・住環境の形成と創出

#### 【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
<b>緑陰住宅地</b> ※6として確保する面積	3.2ha	136ha

#### 【主な実施項目】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・大磯駅のバリアフリー化</li> <li>・環境施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域地区の指定</li> <li>・建築協定の締結</li> </ul>
--	--

#### 【用語説明】

- ※1 都市計画区域 … 都市計画法その他の関係法令の適用を受ける区域で、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。
- ※2 バリアフリー … もともとは障害のある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味で、現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。
- ※3 用途地域 … 都市機能の維持増進、良好な都市環境の形成等の観点から計画的、合理的に区分し、建築物の用途、建ぺい率、容積率や高さ等の形態に制限を行う制度。以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
- ※4 建築協定 … 住宅地としての環境や商店街の利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態等に対し、法の規定より厳しい基準を住民が自発的に定め、お互いに守っていく建築基準法に基づく協定。
- ※5 緑地協定 … 都市計画法に基づき一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定。
- ※6 緑陰住宅地 … 敷地、緑化等の状況から最もゆとりある緑に包まれた区域。低層戸建て住宅を中心とする旧別荘地などの区域で、現行の第一種低層住居専用地域（建ぺい率50%・容積率100%・高さ10m）よりも良好な住居の環境の形成をめざす住宅地。

## 第3節 景観形成

### 【現況と課題】

- ・ 本町の風景は、海、山、緑、田園などの自然的風景と、宿場、旧東海道、保養地・別荘地などの歴史的・文化的風景、また、住宅地などの町並み風景などから形成されており、1987年度（昭和62年度）に策定した『大磯町景観形成計画』に基づき、都市の景観向上に向けた施策の展開を図ってきました。

2005年（平成17年）には、景観法に基づく**景観行政団体**※1になり、快適で豊かなまち並みの創造など、法制度による、より強制力を持った新たな対応によるまちづくりを進めていくことが求められています。

また、同時に、旧別荘地の敷地細分化や海岸沿いの松林の減少、歴史的建造物の取壊し、眺望の阻害や建築物の色彩など様々な問題が生じているため、町民や事業者および行政が連携し、大磯らしさや地域らしさを継承する、風景の保全と創出に向けた施策の展開が求められています。

### 【施策の方向】

- ・ 自然的、歴史的、文化的に受け継がれてきた象徴的な風景の保全や、町並みを生かした魅力ある快適な居住空間の形成を図るとともに、地域の風景を特徴づける優れた建築物などの指定により、周辺地域の美しい風景づくりを進めます。
- ・ 「**景観法**」※2や『**大磯町景観計画**』※3により、景観づくりの取り組みを進めていくとともに、**景観重要建造物**※4や**景観地区**※5などの活用を図ります。

### 【施策の概要】

#### 1. 景観計画の推進

##### （1）景観計画の策定

- ア. 景観法に基づく景観行政団体として『大磯町景観計画』を策定
- イ. 景観計画区域や景観地区等の指定により、良好な景観形成のための規制や誘導方策の取り組みを推進

#### 2. 地域特性を生かした景観の形成

##### （1）自然風景の保全と創出

- ア. **風致地区**※6などの地域制緑地の指定により、丘陵や海岸沿いの松林などの保全を図るとともに、植樹などによる、新たな緑の創出の促進
- イ. 山のスカイラインや、山の中腹の建物の壁面の大きさなど、山並み風景の保全を促進
- ウ. 自然海岸を保全し、白砂青松の海岸風景との調和を促進

## (2) 良好な町並み景観の形成

- ア. 用途地域の見直しや指定項目の多様化を促進
- イ. 景観地区、地区計画、景観協定や地区まちづくり計画などにより、地域の特徴を活かした町並み風景の形成を地区住民と協働して推進
- ウ. 地域特性を踏まえた屋外広告物の規制や、景観上重要な道路などの**電線類地中化**※7を促進

## (3) 歴史的建造物などの保存と活用

- ア. 景観法に基づく景観重要建造物の指定や文化財制度の活用
- イ. 公園緑地制度などの活用による、歴史的建造物等の保存・活用を検討
- ウ. 歴史的建造物を含んだ地域資源の調査・評価を行い、歴史的建造物等の登録・指定制度の導入を推進

### 【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
景観地区の指定箇所数	0箇所	1箇所
歴史的建造物等の指定箇所数	2箇所	4箇所

### 【主な実施項目】

- ・ 景観計画の策定
- ・ 景観条例の制定
- ・ 歴史的建造物等登録、指定制度の導入

### 【用語説明】

- ※1 景観行政団体 … 景観法に基づく諸政策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市、都道府県がなるが、その他の市町村も都道府県の同意があればなることができる。
- ※2 景観法 … 「良い景観は国民共通の資産」という基本理念のもとに、乱開発を食い止め、それぞれ地域の特色を生かしたまちづくりが進められるよう創られた日本初の景観に関する総合的法律。
- ※3 景観計画 … 景観行政団体が景観法の規定に基づき、良好な景観を保全・形成するための計画。行為の規制や、計画上必要なものを定める。
- ※4 景観重要建造物 … 景観法の制度で、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）として指定された建造物。
- ※5 景観地区 … 都市計画区域又は準都市計画区域内において市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に定める地区。
- ※6 風致地区 … 都市計画に定められる地域地区の一つで、自然景勝地や公園、歴史的遺産、緑豊かな住宅地など、都市の風致（自然の趣、味わい）を維持するため指定される地区。
- ※7 電線類地中化 … 道路上の電柱を撤去し、電力線や光ファイバー等の架線（電線類）を道路の地下にまとめて収容すること。

## 第2項 快適に移動できる交通基盤の推進

安全かつ便利に移動できる町道の計画的な整備を進めるとともに、広域的な交通網としての国・県道の整備を促進します。

また、これからの時代にあった公共交通のあり方や、人が快適に移動できる交通対策に取り組みます。

### 【施策の体系】

~~~~~  
第1節 道 路 1. 道路網の整備

~~~~~  
第2節 生 活 交 通 1. 生活交通への対策  
~~~~~

## 第1節 道路

### 【現況と課題】

- ・ 本町における広域的な道路網として役割を担う国・県道は、市街地を東西に横断する国道1号、これに並行して海岸沿いを走る新湘南国道（西湘バイパス）、さらにこれらと市街地東部で分岐、接続する国道134号及び134号大磯バイパス、丘陵部を北西に横断する国道271号（小田原厚木道路）の国道5路線があり、自動車専用道路のインターチェンジは4箇所設置されており、それぞれ町道と接続されています。

国・県道を縦横に結ぶ町道については542路線あり、このうち31路線が幹線町道となっていますが、幹線道路網は、国道1号や国道134号における通過交通など、慢性的な交通渋滞をきたしているため、市街地内の通過交通排除や生活利便性を狙いとした、新たな道路網の整備を計画的に行っていく必要があります。

また、町民の生活様式や価値観の多様化による要望に対応した、地域性豊かで景観に配慮した、だれもが安全で快適に利用しやすい道路空間づくりを行っていくことも求められています。

### 【施策の方向】

- ・ 県道、**都市計画道路**※1、生活道路などの計画的な整備を進めるとともに、誰もが歩きやすく、人にやさしい安全で円滑な道路環境の維持・改善に努めます。

### 【施策の概要】

## 1. 道路整備の推進

### （1）道路網の整備

- ア. 市街地の形態や地形的な特性を考慮し、現道を生かした中での体系的な道路網計画を策定
- イ. 近隣市町との連携を図り、主要幹線道路や幹線道路などの新設・改良整備の要望を、国や県に行っていくとともに、周囲の景観と調和した道路網の形成を推進
- ウ. 関係機関と連携した新湘南国道（西湘バイパス）の整備を促進するとともに、（仮称）湘南新道（藤沢大磯線）や（仮称）国府新宿東西線のルートの策定

### （2）町道・橋りょうの整備

- ア. 舗装面の損傷が著しい生活道路や未舗装道路などの計画的な整備を図っていくとともに、主要幹線町道における重点的な整備を推進
- イ. 歩道と車道の分離や自転車道の整備に努めるとともに、**電線類地中化**※2などによる通行空間の確保を促進
- ウ. 鉄道により南北に分断化されている立体交差箇所などの円滑かつ安全な道路環境整備を促進
- エ. 道路改良や河川改修に併せ、橋りょうの架け替えや耐震化を推進

### (3) 道路の安全対策

- ア. 町民などとの連携による道路パトロールを充実し、道路破損箇所や危険箇所に対する迅速な対応を進めていくとともに、道路側溝の清掃、緑道などの除草、街路樹の剪定など、地域住民との協働による体制づくりを推進
- イ. **狭あい道路事業**※3を積極的に進めることにより、変則交差点、隅切り、屈曲部分の改良などの道路整備を図るとともに、歩道の段差解消や拡幅、交差点のスロープ化など、**バリアフリー化**※4を促進



#### 【数値目標】

| 評価指標      | 現況(2005年度) | 2010年度目標数値 |
|-----------|------------|------------|
| 狭あい道路整備延長 | 1,700m     | 2,000m     |

※現況数値は2001～2005年度の5年間の合計数値で、2010年度目標数値は2006～2010年度の合計数値

#### 【主な実施項目】

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ・道路計画の策定     | ・橋りょう耐震化工事     |
| ・幹線28号線の歩道整備 | ・国府本郷西小磯1号線の整備 |

#### 【用語説明】

- ※1 都市計画道路 … 土地利用、交通などの現状及び将来の見通しのもとに計画的な整備を図るべき道路として、都市計画法に基づき都市計画決定された、まちづくりの先導的な役割を果たす道路。
- ※2 電線類地中化 … 道路上の電柱を撤去し、電力線や光ファイバー等の架線(電線類)を道路の地下にまとめて収容すること。
- ※3 狭あい道路 … 幅員4m未満の道路の総称であり、災害時における消防・救急車両等の通行のためには拡幅対策が急務とされ、その後退用地部分は、将来に渡り道路用地として確保・保全される必要がある。
- ※4 バリアフリー … もともとは障害のある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁(バリア)をなくす意味で、現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

## 第2節 生活交通

### 【現況と課題】

- ・ 本町の公共交通機関は、広域交通を担う鉄道と近隣都市間および地域内交通を担う乗合バスの二つがあります。

鉄道については、JR東海道本線が市街地を南北に二分するように東西に走り、本町の東部市街地の中心に大磯駅があり、西部地区は東部地区より鉄道利用が不便な地区であり、隣町の二宮駅を利用する人も多くなっています。

乗合バスについては、現在12の路線がありますが、2002年度（平成14年度）の道路運送法の改正により、1路線について事業者に対し路線運営に対する補助を行うことにより路線維持を図っています。

公共交通は町民生活の利便性を確保する上で欠かせないものでありますので、誰もが快適に利用できる環境整備や、撤退が予測される乗合定期バス路線の確保策など、公共交通機関の利用状況などを踏まえた今後の公共交通のあり方などについて検討する必要があります。

### 【施策の方向】

- ・ 誰もが快適に利用できる交通環境の向上を図るとともに、効率的かつ効果的な生活交通などのあり方について検討していきます。
- ・ 大気汚染や騒音、振動などの自動車による環境負荷への懸念に対し、自動車から公共交通、自転車、徒歩にシフトする環境にやさしい交通体系の構築に努めます。



## 【施策の概要】

### 1. 生活交通への対策

#### (1) 鉄道利用対策の推進

- ア. 大磯駅について、高齢者や障害者などに配慮したエレベーター・エスカレーターの設置など、**バリアフリー化※1**を推進
- イ. 鉄道輸送力の増強に関する事項や、鉄道と道路の立体交差箇所における道路環境改善など、事業者との調整や要望により、鉄道環境の向上を促進

#### (2) バス利用対策の推進

- ア. 乗合バス路線の維持、確保や利用促進を図るための必要な方策を関係機関などと連携して進めるとともに、効率的かつ効果的な生活交通のあり方を検討
- イ. バス事業者に対し、高齢者や障害者などに配慮した、低床・リフト付きバスの導入など、運行に供する施設などのバリアフリー化を要望



#### 【主な実施項目】

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| ・大磯駅のバリアフリー化       | ・生活交通確保への対策 |
| ・鉄道事業者に対する施設等の改善要望 |             |

#### 【用語説明】

- ※1 バリアフリー … もともとは障害のある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味で、現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

### 第3項 活力と個性あふれる産業の振興

地域経済の活力を生み出すため、地域資源を活かした産業や、歴史・文化などの資源を活かした観光施策などと連携し、活力ある産業振興を図ります。

#### 【施策の体系】

|       |           |                                             |
|-------|-----------|---------------------------------------------|
| ~~~~~ | 第1節 農 業   | 1. 経営基盤の強化<br>2. 生産流通環境の充実<br>3. 農地の保全と有効活用 |
| ~~~~~ | 第2節 漁 業   | 1. 経営基盤の強化                                  |
| ~~~~~ | 第3節 商 工 業 | 1. 商業の活性化<br>2. 商工業環境の充実                    |
| ~~~~~ | 第4節 労 働   | 1. 勤労者福祉の充実                                 |
| ~~~~~ |           |                                             |

## 第1節 農 業

### 【現況と課題】

- ・ 本町の農業は、温暖な気候と都市近郊という立地の優位性を生かし、果樹栽培や施設野菜、畜産などを行い、農産物の一部は町の特産品として消費者の支持を得ています。

しかし、農業生産規模は概して小さいうえ、農家数、農業従業者数はともに減少傾向にあり、後継者不足や遊休農地の増加など、農業を取り巻く環境は年々厳しい状況になっております。

そのため、経営規模の合理化や省力化、次代を担う多様な担い手の確保など、生産性や収益性の向上を図り、安定した魅力ある農業経営への転換を図ることが必要となっています。

また、自然環境や消費者の健康に配慮した減農薬や減化学肥料農法など、安全性の高い農産物を供給する体制づくりや、地元の農産物や、農産加工品を地元消費者や学校給食に提供する「**地産地消**」※<sub>1</sub>を実現する流通ルートの確立、高齢者などが気軽に取り組める体験農業などへの期待などにも応えていく必要があります。

### 【施策の方向】

- ・ 農業生産基盤整備や、**農地の流動化**※<sub>2</sub>による経営規模の拡大、農用地の効率的な利用など、農業効率を高めるための環境づくりに努め、計画的な土地利用や総合的な農業対策に取り組むとともに、効率的かつ安定的な、持続性の高い環境に配慮した都市型農業を構築します。
- ・ **遊休農地**※<sub>3</sub>や荒廃農地を活用した農業とのふれあいや交流による農業振興を進め、農業に関するPR活動の促進を図ります。

### 【施策の概要】

#### 1. 経営基盤の強化

##### (1) 経営基盤の支援

- ア. 農地の流動化による経営規模の拡大や農業用施設・機械などの資金援助、営農研修会の開催、農作物生産に対する指導体制など、認定農業者や中核的農家の育成を推進
- イ. 地域の特性を活かした複合経営や、地域農業生産組織や営農組織の育成、省力化、集約化を図り、農業経営改善や高付加価値作物の生産、特産物の開発など、競争力のある農業の展開を促進
- ウ. 安定した農業経営と若手の就労意欲を高めるための農業法人化を促進
- エ. 飼育技術の高度化などに対応した畜産農家への経営支援や、優秀な種畜の確保を支援するとともに、家畜防疫対策の強化充実

##### (2) 担い手確保対策

- ア. 農業経営の安定化に対する支援を図ることにより、後継者や新規就農者の確保を支援
- イ. 県や関係機関などとの連携により、農業技術の修得や資金など就農に関する事項の支援を図り、新規学卒者や青年就労者などの新規就農希望者に対する就農支援を強化

- ウ. 新規参入者や女性・高齢者の能力が十分発揮されるような、農業環境体制の整備を促進
- エ. 若手農業後継者の仲間づくりや情報交換、都市住民との交流が図れるような組織育成の取り組みを検討

## 2. 生産・流通環境の充実

### (1) 農業生産力の向上

- ア. 営農体験発表会や農機具利用技術講習会・研修会などを開催し、経営安定と生産力の向上を図るとともに、地域特性や農地の形態に応じた営農類型の指導や重点作物の調査選定を推進
- イ. 先端技術による作物の高品質化や地域農業情報システムの導入を検討
- ウ. 用排水路および未整備農道、既存農道、林道などの改善・改良による農業基盤を整備

### (2) 環境保全型農業の推進

- ア. 持続性の高い農業生産方式に取り組む**エコファーマー**※4の取得を支援し、より安全・安心な町内産農産物を消費者に供給する体制づくりを促進
- イ. 安全で高品質な農産物づくりを推進するためのPRや消費者との交流活動を促進
- ウ. 園芸用廃棄物の処理システム化や環境保全に配慮した資材の利用促進による、適正処理対策を推進
- エ. 農業の持つ自然循環機能を活かし、稲わらや家畜排せつ物などを活用した土づくりによる有機栽培などを促進
- オ. **環境保全型農業**※5の推進を図るため、堆肥化施設の利用による家畜排泄物の有効利用を促進

### (3) 流通機能の強化

- ア. 果樹、野菜など主要作物を選定し、その銘柄を地域特産物としてブランド化を推進
- イ. 特産物や加工品の開発を支援するとともに、直売ルート化や共選共販体制づくりを進めることによる販路拡大を推進
- ウ. 地元での農産物の消費拡大を目的とした学校給食や、直売所などを利用した直売機能の向上など地産地消を推進することによる、流通形態の多様化や拡大化を推進



### 3. 農地の保全と有効活用

#### (1) 農地の有効活用

- ア. 『大磯農業振興地域整備計画』に基づき、農地の保全に努めるとともに、市街化調整区域内における農地の適正な見直しによる、計画的な土地利用と総合的な農業対策を推進
- イ. 農地流動化面積の目標を定め、農地の利用集積を促進
- ウ. 後継者や新規就農者などによる新しい農業への取り組みの支援、権利移動の促進などにより、遊休農地解消を推進
- エ. 遊休農地や荒廃農地を活用した体験型農園の開設や、市民農園の整備拡大など、ふれあいや交流による農業振興を推進

#### (2) 観光型農業の展開

- ア. 生産者と消費者が直接結び付く交流の場づくりとして、直売所での販売やみかん狩り、みかんの樹オーナー制度など、地域住民や観光客がふれあいの持てる農業を推進
- イ. 立地条件や地域特性を生かした美しい農業環境の整備を促進することにより、観光農園や農業の体験機会づくりなどの観光型農業を推進
- ウ. 観光や他産業との協力体制を強化し、観光型農業を推進

#### 【数値目標】

| 評価指標    | 現況（2005年度） | 2010年度目標数値 |
|---------|------------|------------|
| 農地流動化面積 | 52ha       | 75ha       |
| 認定農業者数  | 1人         | 13人        |
| 市民農園區画数 | 150区画      | 300区画      |

#### 【主な実施項目】

|                                                                                         |                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就農者の育成、支援</li> <li>・ 農業振興地域整備計画の見直し</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域特産物に対する支援</li> <li>・ 市民農園の整備</li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|

#### 【用語説明】

- ※1 地産地消 … 地域生産・地域消費の略語。「地域で生産した農林水産物を地域で消費する」という意味で使われ、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして、全国的な広がりを見せている。
- ※2 農地の流動化 … 経営規模を拡大したい農家や生産組織に対し、効率的な生産ができるように農用地を集めたり、相互に補充しあうこと。
- ※3 遊休農地 … 耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
- ※4 エコファーマー … 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。
- ※5 環境保全型農業 … 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

## 第2節 漁業

### 【現況と課題】

- ・ 本町の漁業は、魚種の豊富な漁場に恵まれ、定置網、さし網、地引き網などの沿岸漁業や観光経営を目的とした遊漁などが行われていますが、近年の急速な都市化の進行などにより漁業環境は悪化し、水産資源や漁場は減少を続けており、生産基盤である漁業施設などの整備も立ち遅れています。

漁業経営についても、零細な個人経営体が多く、自然の影響を受けやすいため、収入が不安定であるとともに、高齢化と相まって若年就労者の減少や就業者の高齢化が顕著になっています。

そのため、生産基盤の整備や、漁場・漁獲の資源管理による漁場環境の修復・改善、後継者の育成・確保などを図り、地域特性を活かした水産物の有効利用による、経営の安定化や近代化を図る必要があります。

また、漁業環境資源を利用した観光・産業振興策を進めていことや、町民・事業者などとの協働による催しの開催など、今まで以上に、町民や観光客とのふれあい機能を高めていくことも期待されます。

### 【施策の方向】

- ・ 大磯港周辺の環境整備や生産基盤整備を促進し、長期的な視点での水産資源の確保などに努め、漁業後継者が育つ漁業のあり方や、経営基盤の安定・近代化に対する支援を図ります。
- ・ 漁業拠点やふれあいの場としての多面的な役割や機能を持つ大磯港のあり方を検討します。

### 【施策の概要】

## 1. 経営基盤の強化

### (1) 経営安定化に対する支援

- ア. 漁業協同組合などの団体に対する育成や連携を図り、漁業経営の安定化や、設備の近代化に対する支援を推進
- イ. **地産地消**<sup>※1</sup>の促進や販路確保によるブランド化の確立など、流通改善や付加価値の高い水産物への転換を推進

### (2) 水産資源の確保

- ア. 漁業者をはじめ町民に対し、資源の育成管理の重要性などの啓発を図り、定着性の強い魚種の稚魚を継続的に放流するなど、「とる漁業」から「つくり育てる漁業」への転換による、資源管理型漁業を促進
- イ. 豊かな漁場環境を保全するため、廃漁業用資材や漁獲物などの処理残さの不法投棄防止や、海浜清掃など、漁業関係者等との協働による、漁場環境美化活動の啓発普及を推進

### (3) 担い手確保対策

- ア. 若手後継者に対する研修や試験研究事業などの活動支援、他産業との交流促進などにより、後継者や新たな担い手の確保・育成を促進
- イ. 経営感覚に優れ、幅広い視野を持った漁業者の育成を図るとともに、女性や高齢者がその能力や特性に応じて水産業に参加できるような、就業環境の整備を促進
- ウ. 若手漁業後継者の仲間づくりや情報交換、後継者が育つ漁業のあり方、都市住民との交流が図れるような、組織育成の取組みを検討



### (4) 観光型漁業の展開

- ア. 産業間、町民、事業者などの連携による、新たな「朝市」の開催など、大磯港を中心とした観光型漁業の核づくりや人材育成を促進
- イ. 観光や他産業との協力体制を強化し、通年型・体験型の観光型漁業を推進

#### 【数値目標】

| 評価指標     | 現況(2005年度) | 2010年度目標数値 |
|----------|------------|------------|
| 「朝市」開催回数 | 6回/年       | 10回/年      |

#### 【主な実施項目】

- |            |                |
|------------|----------------|
| ・みなとまちづくり  | ・地産地消ルート of 整備 |
| ・観光型漁業への支援 | ・朝市の開催         |

#### 【用語説明】

※1 地産地消 … 地域生産・地域消費の略語。「地域で生産した農林水産物を地域で消費する」という意味で使われ、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして、全国的な広がりを見せている。

## 第3節 商工業

### 【現況と課題】

- ・ 本町の商店は、大磯駅周辺や国道1号線沿道、国府支所を中心とした県道63号線（相模原大磯線）に、日用品や食料品などを中心とした比較的小規模な店舗が点在しています。

しかし、近年は、日常生活圏の広域化による町外大型店への購買力の流出や、経営者の高齢化や後継者不足等による商店数の減少など、多様化する消費者ニーズに十分対応できなくなっています。

このため、商業と観光との連携による付加価値のあるサービス提供や、店舗の個性化など、地域特性を活かした商業振興策の充実を進めていくことにより、商業経営の安定化や後継者の育成を図ることが必要であります。

また、本町の企業は、そのほとんどが中・小規模となっており、製造品出荷額などや従業者数は減少傾向にあり、それら事業所の内、いくつかが住宅地に立地するなど住工の分離が解消されていないため、今後、既存事業所の立地環境の改善を進めるとともに、成長力をもつ業種や業態を中心に、企業の誘致を検討し、働く場や税収などの確保に努める必要もあります。

### 【施策の方向】

- ・ 商店経営者の養成、経営相談指導体制、人材の育成確保など、経営の安定と活力を維持できるような支援策を進めるとともに、地元の食材などを利用した土産物や特産品などの開発支援やPR活動を促進します。
- ・ 今後成長が期待される業種・業態を持つ産業の誘致について検討します。

### 【施策の概要】

## 1. 商工業の活性化

### （1）経営基盤の強化

- ア. 小規模事業者に対する商工振興補助などの充実にも努めるとともに、経営の安定化、近代化等経営基盤の改善を図るため、融資制度の活用を促進
- イ. 経営の効率化や経営者の養成を図るための経営改善指導や相談体制を充実
- ウ. 商工会との連携により、商工振興や経営感覚を高めるための普及啓発や情報提供を推進するとともに、商工業環境の変化に対応した機能を強化するための意識啓発や人材育成を支援
- エ. 中小企業振興、経営安定化、健全化などに関する融資制度の適切な活用を推進

### （2）商業活性化への対策

- ア. 町内消費の拡大を図るため、商工会との連携により地域商品券の普及拡大を推進するとともに、ポイントカード・システムへの参加店を増やすためのPR・勧誘など、加盟店の増強などを支援
- イ. 観光協会と連携した各種イベントなどへ事業者が積極的に参加できる組織づくりを推進するとともに、地元食材などを利用した土産物や特産物などの開発支援やPR活動の促進

- ウ. 商店などにおける優れた商品やサービスの掘り起こしなどの再発見を行い、名産品や特産品などを共同でPR活動することを目的とした「大磯逸品の会」を支援
- エ. 商工会への加入促進や、商業者主体による売り出しやイベント開催などの支援
- オ. ITを活用した販売方法や宅配サービスの導入など、関係機関との連携により、消費者ニーズに適応した独自性のあるサービス提供について研究・試行を推進

## 2. 商工業環境の充実

### (1) 計画的な環境整備の推進

- ア. 立ち寄りやすい店舗づくりなどを促進し、来訪者に開かれた商店・商業サービスを推進
- イ. 商工会との連携による駐車場の確保や空き店舗対策など、事業の共同実施による商業環境の整備を支援

### (2) 企業環境整備の推進

- ア. **コミュニティビジネス**※2の立ち上げや創業を支援する方策の検討を行うとともに、関係団体との連携による推進体制の整備など、新しい産業の育成を支援
- イ. 工業・事業所の立地にふさわしい用地確保や用地指定などの点検を行い、企業の町内移転を検討
- ウ. **IT関連事業**※3、研究所、企画・開発・デザインなど都市立地型事業所などの誘致方策を検討

#### 【数値目標】

| 評価指標         | 現況(2005年度) | 2010年度目標数値 |
|--------------|------------|------------|
| 「大磯逸品の会」登録店数 | 0店舗        | 25店舗       |

#### 【主な実施項目】

|                                                                                      |                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大磯逸品の会」への支援</li> <li>・地域商品券の普及拡大</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業への金融対策</li> </ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|

#### 【用語説明】

- ※1 コミュニティビジネス … 地域住民が主体となって、地域資源を活用して課題解決を目指し、地域コミュニティを元気にする小規模ビジネス。NPOなどにより行政では対応困難なサービス、企業では採算の合わないサービスなどを可能にする。
- ※2 IT … Information Technology（インフォメーション・テクノロジー）の略称で、コンピュータを用いて、さまざまなデータを通信でやり取りするための技術。

## 第4節 労働

### 【現況と課題】

- ・ 長引く景気の低迷から企業においては、従業員の削減や新規採用の抑制など、労働環境は一段と厳しい状況にあり、雇用を取り巻く環境についても、高齢化、情報化社会の進展、障害者や女性の社会参画、技術の高度化等、社会経済情勢が大きく変化しており、就業ニーズはますます多様化しています。

本町における産業別就業構造においては、第3次産業の就業人口は増加している一方、第1・2次産業の就業人口は減少傾向にあり、特に、第1次産業の就業人口は全体の3.5%と少ない数値を示しておりますが、県平均（1.0%）と比較すると高い割合となっています。就業形態については、就業者の約7割が町外において従事している現状にあります。

今後は、中小企業等の従業員が安心して働けるよう、福利厚生充実や労働条件の改善などの対策をさらに進めることや、高齢化社会に対応した、中高齢者の能力に応じた雇用の場の確保や拡大など、雇用関係機関との連携を密にした勤労者の労働意欲の高揚や、技術面における向上の取り組みを進めていくことが必要となります。

また、女性や障害者の就業機会の増加に努め、その能力を發揮できる環境整備を促進していくことも必要となってきます。

### 【施策の方向】

- ・ 雇用の安定と拡大を図るため、関係機関との連携を図り、労働環境や労働条件の改善や、男女における雇用機会の均等など、女性の能力を生かす職場づくりを促進するとともに、中高齢者や障害者などの雇用拡大や促進に努めます。



## 【施策の概要】

### 1. 勤労者福祉の充実

#### (1) 雇用促進への対策

- ア. 定年延長や再雇用などによる中高年齢者の就業機会を確保するとともに、中高年生きがい事業団や**特定非営利活動法人（NPO法人）**※1などの活動範囲の拡大や事業支援を促進
- イ. 就業相談や就労に関する情報提供体制の整備、職業能力の開発・向上を支援することにより、中高年齢者の就労を促進
- ウ. 企業等に対し、育児・介護休業制度や再雇用制度など、就労条件の改善や受入環境の周知・啓発を図るとともに、雇用保険への加入や介護・育児支援制度の確立要請・指導を促進
- エ. 障害者の就業機会の拡大を目指し、自立への意欲向上や能力開発などの相談体制の整備に努めるとともに、雇用促進に関する意識啓発を推進

#### (2) 福利厚生の充実

- ア. 勤労者の住宅取得や生活環境支援などに関する融資制度の適切な活用を推進
- イ. 労働時間や労働条件など、勤労者における各種相談に対する体制整備を関係機関との連携により促進
- ウ. 成人病の予防や**メンタルヘルス**※2など、働く人の健康の維持・管理の充実を促すことによる、労働安全衛生思想の普及・定着や就労環境を整備

#### 【主な実施項目】

- |                                                                                             |                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 就業相談、労働衛生相談等の支援</li><li>・ 中高年齢者の働く機会の確保支援</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 勤労者への金融対策</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|

#### 【用語説明】

- ※1 特定非営利法人 … 民間の団体や組織であることが前提の営利を目的としない「非営利団体」で、収益事業を行っても構わないが、得た利益を関係者に配分してはならず、営利より社会的使命を優先させて活動する組織のこと。
- ※2 メンタルヘルス … 心（精神）の健康、あるいは、精神保健のことで、様々なストレスに柔軟に対応し、心を健やかで安らかに保ち、個人のもつ能力や特性を可能なかぎり伸ばすことのできる状態のこと。

## 第4項 資源を活かした特色ある観光の推進

恵まれた自然環境や歴史・文化的資源を観光資源として幅広く活用するとともに、観光基盤の整備を図ります。

また、観光情報の充実を図り、行政、事業者、町民が連携し、特色ある観光振興を推進します。

### 【施 策 の 体 系】

~~~~~  
第1節 観 光 1. 観光振興の推進  
~~~~~

## 第1節 観 光

### 【現況と課題】

- ・ 本町は、高麗山から鷹取山へと連なる緑豊かな大磯丘陵と、万葉集などにも詠われた白砂青松のこゆるぎの浜に囲まれ、希少な動植物もみられる豊かな自然環境や景観を有しています。

また、嶋立庵や旧島崎藤村邸など、歴史と風格を持ち合わせた名所旧跡や、左義長、国府祭、御船祭などの貴重な伝統・民俗行事など、豊富な観光資源を生かした身近な観光地として、個人・小グループ単位での日帰り旅行者が多く見受けられます。

近年は、観光客数が減少傾向にあり、旅行者の動向も、自然・健康などの様々な志向の高まりや、既存の観光施設中心の見学・周遊型観光から、自然や地域、人々との触れ合いを求める体験・参加型観光へと変化してきており、このような観光に対する需要に的確に応えた観光振興を図ることが必要となります。

また、これからの観光振興を図る上では、町民や農業・漁業・商業などの各種産業、観光協会などの観光関係団体などと一体となり、目指すべき観光ビジョンの共有化を図る必要もあります。

### 【施策の方向】

- ・ 町の特徴や特性を活かした総合的かつ計画的な観光施策を進めていくとともに、町民や事業者などと行政が強力な連携や、適切な役割分担を持ち、交流、ふれあい、手づくり感のある、通年型観光地づくりを推進します。

### 【施策の概要】

## 1. 観光振興の推進

### (1) 計画的な観光振興

- ア. 町民・事業者・観光関係団体などとの協働により、町の観光資源や特徴、特性を検証・把握し、目指すべき観光ビジョンの共有化を図り、各種観光施策を推進
- イ. 各産業を担う若い世代や観光関係団体、町民などで観光施策を協議し、実行に移すことができる組織づくりを構築
- ウ. 観光を一つの産業として捉え、農業・漁業・商業などの各産業との連携を図り、複合的に産業・観光振興を推進
- エ. 町民・団体・行政の連携・協力により、「みなとまちづくり」を推進

### (2) 観光資源の発掘と活用

- ア. 自然や歴史と各産業を融合させた体験型イベントや、地域特産品の発掘・販売など、来訪者が快適に観光できる環境整備を推進
- イ. 産業団体やグループで取り組む、対来訪者向けの新たな観光サービスや観光コミュニティビジネスに対する支援を推進

- ウ. 観光協会を中心に、採算性のある新たな催しの開発や、効果的な宣伝活動など、民間活力を活かした個性的で魅力的な催しの開催を促進
- エ. 歴史的文化遺産や建造物、由緒ある史跡などの保全・活用策を推進

### (3) 協働体制による観光振興

- ア. 観光施策や各種催しに対し、町民参加を推進し、町民・事業者・行政など、それぞれが役割を發揮できる組織体制を整備
- イ. 左義長・国府祭・御船祭といった伝統・民俗行事などの活動団体への人的支援を行う仕組みを構築していくとともに、身近な観光資源として、親しみや誇りの持てる体験型観光を推進
- ウ. 観光振興の発展に資するため、観光協会をはじめとする関連団体の活動を助長するとともに、観光に携わる人材の育成や発掘を推進

### (4) 観光資源の整備と保全

- ア. 嶋立庵や旧島崎藤村邸などの町有観光施設の維持管理に努めるとともに、民間活用や町民の力や知恵による施設整備や運営方法を検討
- イ. 豊かな自然環境や名所旧跡を徒歩や自転車を利用して巡ることができるコース環境の整備を推進
- ウ. 高麗山から鷹取山へと連なる良好な緑地帯や日本初の海水浴場、漁港のある海浜地域など、緑や水の豊かな自然環境を貴重な観光資源として捉え、環境保全に向けた啓発活動を推進

#### 【数値目標】

| 評価指標       | 現況（2005年度） | 2010年度目標数値   |
|------------|------------|--------------|
| 大磯を訪れる観光客数 | 878,754人   | 1,000,000人以上 |

※現況数値は2005年1月～12月の数値

#### 【主な実施項目】

|                                                                                   |                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設の整備</li> <li>・歴史的建造物の保存、活用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・みなとまちづくり</li> <li>・観光コース環境の整備</li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|

